

## IV 府政改革の基本目標

で示した「大阪再生に向けた府政のめざすべき方向」をすすめるにあたり、高いコストパフォーマンスを有した小さな政府や地域全体でのサービスの最適化を行うため、抜本的な府政改革に取り組むとともに、平成19年度の財政危機を確実に克服し、赤字構造からの脱却をめざします。

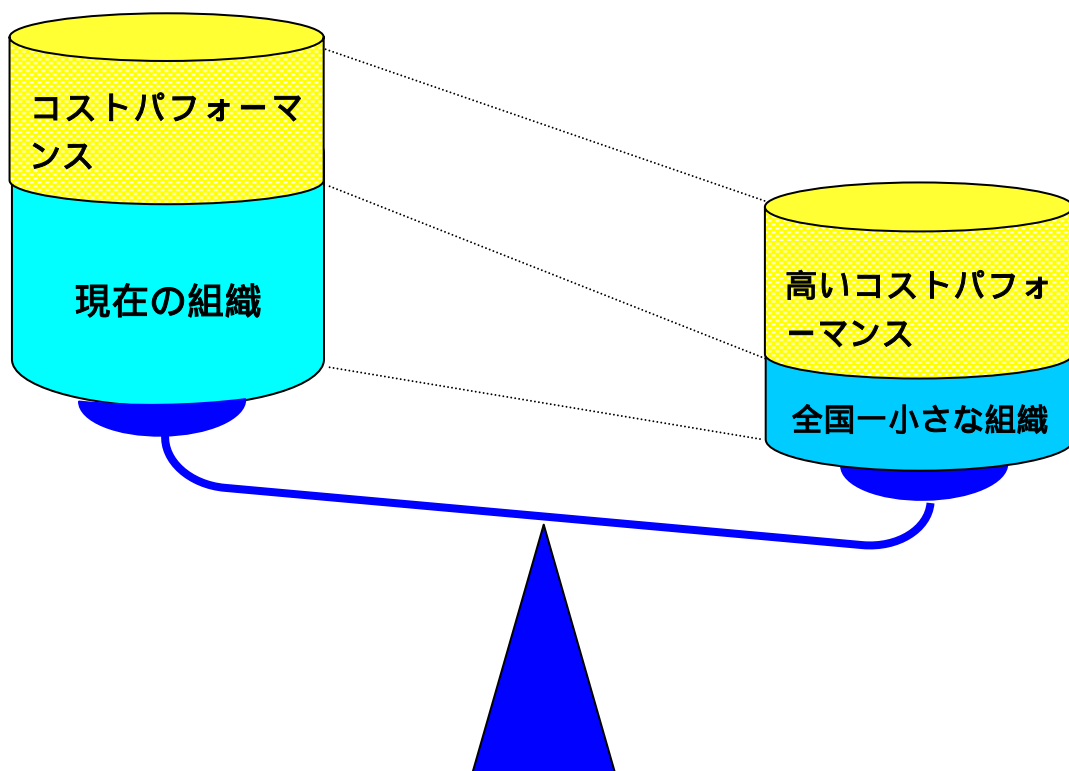
### ■全国一小さな組織で、全国最高のコストパフォーマンス

- 非効率を排し、小さな政府をめざして -

さらなる取組により、全国一小さな組織づくりをめざします。その際には、単に量的縮小を図るのではなく、お役所仕事と言われる非効率なサービス提供を払拭し、高い生産性を有したスピーディで効率的な経営体制を構築していきます。

また、府民の満足度を高める行政経営の実現をめざします。そのために職員一人ひとりのモチベーションの高揚や企画立案能力の向上に向けたスキルアップを図り、高い政策力と実践力を有した少数精鋭のシンクタンク集団として優れた経営体質を構築します。

#### めざすべき組織イメージ

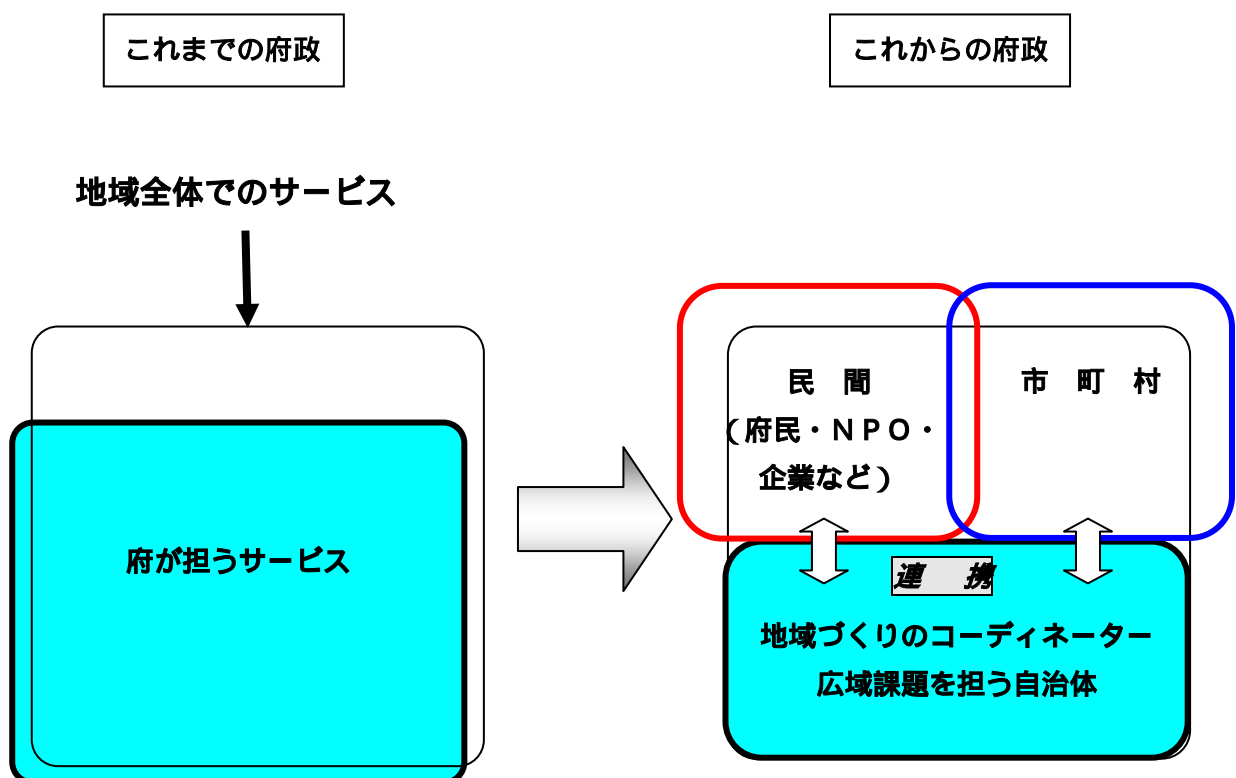


## ■府の役割を純化し、地域全体でのサービスの最適化

- 分権と広域性、民との連携の視点から施策を厳選し、重点化 -

地域づくりのコーディネーターをめざします。府民・NPO など民間とのさらなる協働や民間活力の導入を積極的にすすめ、地域全体の資源を活かした「地域全体でのサービスの最適化」を図るとともに、自らの公共部門を極力縮小化することを基本としながら、府民の安心、安全の確保など行政が担うべきセーフティネットを整え、府民の暮らし満足度が最大化されるようその役割を果たしていきます。また、住民に身近なサービスはできるだけ身近な政府でという原則のもと、市町村との適切な役割分担をすすめていきます。

併せて府は地域では解決できない広域的課題を担う自治体をめざします。これまでの府県域を越えて、新たな発想と時代を先取りしたより広域的な課題を担う自治体としてその役割を果たしていきます。



## ■財政危機の克服と赤字構造からの脱却

- 19年度の財政危機を克服し、さらに赤字構造から脱却 -

平成19年度の財政危機を確実に克服し、自立した財政基盤を確立します。地域主権を担うにふさわしいしっかりとした行財政基盤を構築するため、これまでの改革に向けた取組を引き続きすすめることはもちろん、中長期的な課題にも取組み、府政の抜本的な改革をすすめます。

また、財政再建団体への転落を回避するため、17年度から19年度を緊急取組期間と位置付け、財政危機を確実に克服します。

さらに、23年度の単年度黒字の達成を目標として、徹底した行財政改革に取組み、自立した財政基盤の確立をめざしていきます。

### 財政再建団体（正式には、準用再建団体）になると

- ◆ 現行の地方税財政制度を前提として、かつ、このまま新たな取組に着手しない場合、府の財政は、今後さらに多額の財源不足が発生し、19年度には財政再建団体への転落が懸念されるという危機的な状況に直面しています。
- ◆ 仮に府が財政再建団体になれば、国（総務大臣）の同意を受けた計画に基づいて、過去に生じた赤字を一定期間内に解消する必要があり、国の強い関与の下で、財政再建を最優先した行財政運営を余儀なくされます。
- ◆ すなわち、例えば、福祉や教育などの分野で実施している府独自の事業の休廃止や見直しが必要となることはもとより、大阪の再生のために必要な投資が自らの判断のみでは十分に行えなくなるなど、府独自の政策判断は極めて制約されるものと考えられます。
- ◆ このように、財政再建団体への転落は「自治の放棄」につながるものであるばかりか、府民生活や府内経済活動にも大きな影響を及ぼすものと見込まれ、何としても回避しなければなりません。

## ■ 財政再建団体転落とは？

標準財政規模<sup>(注1)</sup>の5%の赤字が発生

(府の場合、平成16年度ベースでは、およそ590億円程度)



- 地方債の発行制限により、道路や河川の改修、交通安全施設の整備、府営住宅・府立高校の改築など、府民の暮らしや安全に関わる事業の多くが実施不可能となる。



- 仮にこれらの事業を地方債を発行せずに実施しようとするれば、多額の代替財源が必要となるため、府独自に実施している事業の休廃止や見直し、府施設の使用料等の値上げなど、歳入歳出全般にわたって、極めて厳しい対応を迫られるものと考えられる。



- 一方、この地方債の発行制限は、財政再建計画を策定して総務大臣に協議し、その同意を受けて財政再建団体になることにより解除されるが、その場合、計画期間中において、累積赤字を解消するために府独自施策などの厳しい見直しが必要となるほか、いわば、国の指導・監督の下で府政を運営することになり、地域の独自性という地方自治本来の機能を果たすことが困難になる。

ちなみに、都道府県レベルで財政再建団体の計画承認(同意<sup>(注2)</sup>)を受けたのは、昭和36～38年の和歌山県以降はない。市町村の場合と異なり、府県の場合は、行政の範囲が広域で財政規模が大きく、所管する地域内では多くの市町村や関係団体が業務を営んでおり、万一、財政再建団体に転落すれば、その影響は広範囲に及ぶものと推測される。

(注1) 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものです。

(注2) 平成12年4月のいわゆる「地方分権一括法」施行の際、承認制から協議・同意制に改められました。